

〈図書紹介〉

人新世における地球市民(earth citizens)のための法学と法教育の探求 :Anthony R. Zelle et al. editor's *Earth Law Emerging Ecocentric Law - A Guide for Practitioners* (1)<sup>1)</sup>

松 田 健 児

Anthony R. Zelle et al. (Eds.), *Earth Law: Emerging Ecocentric Law - A Guide for Practitioners*, Wolters Kluwer, New York, 2021.  
ISBN978-1-5438-2068-3

目 次

1. はじめに
2. ‘地球法’ (earth law) あるいは ‘生態系中心法’ (ecocentric law) の序説の概要
  - 2.1 その目的
  - 2.2 参照される諸科学の知見や理解
  - 2.3 現代環境法を生態系中心アプローチに変容させるための諸提案
    - 2.3.1 自然への当事者適格の付与による法部門全体の再検討
    - 2.3.2 自然の諸権利の法的承認
    - 2.3.3 自然の諸権利の法的承認の必然の帰結としての人間の諸義務と応答責任
    - 2.3.4 感星の生態学的健全性の永続のための成長限界をグローバル経済に促すこと
    - 2.3.5 法適用のためのガバナンスについて全レベルにおいて新システムを確立すること
    - 2.3.6 法実践について現行法制度では承認されない新たな概念と思考方法で取り組むこと
    - 2.3.7 終局的目標
  3. ‘地球法’ あるいは ‘生態系中心法’ の本論の概要
    - 3.1 本書の構成
    - 3.2 「第1部 地球法の出現」
      - 3.2.1 「第1章 現代環境法」 — アメリカ合州国環境法の歴史と生態系破壊防止の失敗の理由

- 3.2.2 「第2章 地球法の起源」
- 3.2.3 「第3章 地球法の着想の枠組み」
- 〈以上、本号。以下、次号〉
- 3.3 「第2部 [地球法への] 入り口問題への挑戦に取り組むこと」
- 3.3.1 「第4章 アメリカ合州国における財産権法」
- 3.3.2 「第5章 当事者適格」
- 3.3.3 「第6章 自然の諸権利法規における後見の仕組み」
- 3.4 「第3部 訴訟戦略」
- 3.4.1 「第7章 公共信託法理」
- 3.4.2 「第8章 将来世代の諸権利」
- 3.4.3 「第9章 アメリカ合州国における自然の諸権利運動」
- 3.4.4 「第10章 人権と自然の諸権利：一つの共生関係」
- 3.4.5 「第11章 人以外の存在の諸権利」
- 3.4.6 「第12章 殺生態系（エコサイド）」
- 3.4.7 「第13章 気候変動市民不服従とその必然防御」
- 3.5 「第4部 法を転換すること」
- 3.5.1 「第14章 私達の仲間としての野生熊：地球法と動物－人間の共存在」
- 3.5.2 「第15章 国連の持続可能な発展の主導」
- 3.5.3 「第16章 生態系中心のガバナンス：新たな生態学的社会契約」
- 3.6 「第5部 地球法 [の国家レベルでの実現の実際] の世界的調査」
- 3.6.1 「第17章 エクアドル」
- 3.6.2 「第18章 コロンビアにおける自然の諸権利：出現中の法理学」
- 3.6.3 「第19章 ラテンアメリカにおける地球法：ブラジルとメキシコについての瞥見」
- 3.6.4 「第20章 インド」
- 3.6.5 「第21章 イスラエル」
- 3.6.6 「第22章 ニュージーランド」
- 3.6.7 「第23章 オランダと大気信託訴訟の将来」
- 3.6.8 「第24章 アフリカ」
- 3.6.9 「第25章 先住民 [の土着的生成] 法 (indigenous legalites)」
- 4. 結び — ‘地球法’への自然の諸権利アプローチの幾つかの問題と課題について
- 4.1 自然の諸権利アプローチにより捉えられる惑星地球に存在する階層構造とは何か？
- 4.2 自然の諸権利と先住民の土着的権利との関係とは？
- 4.3 自然の諸権利は惑星地球における人間の人以外の存在への責務と応答責任の基礎となり得るか？

---

1) 本稿は本書のKindle版に基づいている。本稿で引用される本書部分の所在頁はKindle版に記載されている頁数で表示される。また、本稿中の本書の引用語句や文で使用されている〔 〕は、〔 〕内の語が著者によって補われたことを意味する。

## 1. はじめに

生物種としての人類およびその諸活動は地球の海洋、気候、大気、および陸地を含む惑星システム全体に影響を与えている。人類の生命活動基盤である惑星地球への人的影響は、地球科学者が現代の地質時代を約1万1700年前に始まった「新生代・第4紀・完新世」とする一方で、産業革命以降の時代を新たに「新世代・第4紀・人新世 (Anthropocene)<sup>2)</sup>」と定義すべきであるという議論を巻き起こしている程に、惑星の地質や気候などの地球環境を実質的に決定づける程に巨大になった。「人新世」が社会、経済に実質的な影響を有し、社会経済的枠組の著大な変容をもたらすことは確実であり、法もその例外ではない。法が、人類社会の依存する惑星地球の生命圏を構成する海洋、気候、多様な生物種、および他の極めて重要な生態系機能の有意的な変化に順応するためにも、地球生命圏を構成する人間以外の動植物等の居住者や山河等の存在との関係を問う「人新世」に応答することは不可避である。

ところで、近代法として、特に20世紀後半以降に出現した環境法には、法と地球生命圏における非人間の惑星生息者との関係が問題となる際、人間は近代法秩序の唯一かつ真の主体及び享受者として法秩序の中心かつ頂点に位置しているとの観念が見て取れる。この法観念は、気候変動の人为起源が確実視される21世紀初頭に至り、人間以外の他の全ての生命システムを目的物として人間のために存在すると取り扱う点において人間中心であり (anthropocentric)、生息可能な地球システムの持続可能性を十分に担保することはできないとの批判を受けている。法および環境法を人間中心主義の枠組みから生態系中心 (ecocentric) の枠組み、すなわち、動物や植物や河や湖沼等々の非人間的存在

2) 大気化学者P. J. CrutzenとE. F. Stoermerが2000年に発表した2頁弱の小論 (“The ‘Anthropocene’”, in *Global Change Newsletter*, 41 (May 2000): 17-18 available at <http://www.igbp.net/download/l8.316f18321323470177580001401/1376383088452/NL41.pdf>) を契機として喚起されている、現代の地質年代を「人新世」と定義すべきか否かに関する議論の経緯と動向については、茨城大学NEWS:「『人新世』の定義は、未来の研究者のために一地質年代決定の最前線で活躍するマーティン・ヘッド教授の講演会より」を参照 (<https://www.ibaraki.ac.jp/news/2022/05/20011629.html> 2023.1.27閲覧)。

が人間目的の手段的価値以外にそれらの存在に本来的な価値を実現することを可能とする法的枠組へと変容させるための法理論の探求が進行している。例えば、その探求アプローチの一つとして、地球上の非人間の存在にそれらに固有の価値を実現する権利を承認する法的枠組の確立を唱導する地球法理学 (Earth Jurisprudence)<sup>3)</sup> が展開されているが、地球法理学の自然の権利アプローチは生態系中心主義の法理論の一つとして最も知られているものである。

本稿が紹介する Anthony R. Zelle et al. (Eds.) , *Earth Law : Emerging Ecocentric Law ? A Guide for Practitioners* には、今まで、人新世時代の諸課題に応答しながら出現しつつある生態系中心の法に関する諸理論および諸実践の大要が記述されている。本稿は、以下において、同書が生息可能な惑星地球の永続可能性を担う人新世時代における法学と法教育を探求する試みの一つとして、多くの市民、教育者、研究者、公職者等々によって大いなる注意が払われるに値する書籍であることを明示することを目的とする。なお、地球市民の語は、本稿では、global citizens ではなく earth citizens、すなわち、人間が惑星地球の一部であることを自覚した市民を意味するものとして使用される。

## 2. ‘地球法’あるいは‘生態系中心法’の総論の概要

本書は、ロースクール用の教科書や法律書を刊行することで知られているアスペン社 (Aspen Publishing Ltd.) が Earth Law Center<sup>4)</sup> に一セメスター用

3) 地球法理学の象徴として、Berry, Thomas. 1999. *The great work: Our way into the future.* New York: Bell Tower ; Cullinan, Cormac. 2002. *Wild law: A manifesto for earth justice.* Totnes: Green Books ; Burdon, Peter. 2014. *Earth jurisprudence: Private property and the environment.* Abingdon: Routledge/Glasshouse を挙げることが適切であろう。なお、近代法としての環境法に対する批判は世界的に 1970 年代に開始するが、地球法理学によって喚起された人間中心主義と環境中心主義の二元性に基づくより根底的な環境法に対する批判については以下を参照； Philippopoulos-Mihalopoulos Andreas, ‘Towards Critical Environmental Law’ (pp. 18~38), in Philippopoulos-Mihalopoulos Andreas (ed.), 2011. *Law and Ecology: New Environmental Foundations.* Routledge/Glasshouse: Abingdon.

4) Earth Law Center は、2008 年に、フロリダ州所在の Barry University School of

カリキュラム教材として‘地球法’に関する教科書を著作する機会を提供したことを契機として刊行された。本書に記述されている‘地球法’あるいは‘生態系中心法’の本論の概要を記述するに先立って、本書で呼称される‘地球法’あるいは‘生態系中心法’への法的枠組の転換を達成するために基本的かつ根幹的な問題を成すとして考慮されていると見える以下の3個の事柄について、本書「序説：生態系中心法および環境法の未来のための諸概念」(Introduction, at pp.1～8)を手掛かりとして、ロースクール科目概論書「地球法」の総論の概論として、その要点を見ることにする。すなわち、3個の事柄とは、①‘地球法’とその目的、②‘地球法’の基礎を成す新たな諸科学の知見、および、③現代環境法を‘生態系中心法’に変容させるためのアプローチである。

## 2.1 その目的

本書のタイトルに掲げられている‘地球法’とは何か？また、その目的とは何か？本書によれば、‘地球法’とは、「特定地域の、より広い生態地域の、国家の、グローバルのレベルで地球上の生命と生命支援システムの機能的相互依存性を保護し、修復し、安定化させる」(Introduction, at p.1)ことを目的とする。伝統的な法の分類に基づけば、「統治構造法、制定法、判例法および慣習法において、同様にまた、国際公法と私法上の諸条約と協約において」(Ibid., at p.1)、「地球システムの相互依存性と動態に関する新たな科学的理解を反映しながら展開しつつある実体法と手続法の一体である」(Ibid., at p.3)。

本書は、地球法のより具体的な目的について、1970年代以降の過去50年間において展開してきた環境法の目的に言及しながら以下のように説述する。すなわち、「環境法は〔自然破壊、有害廃棄物の生成、有害な人間健康影響等々〕工業発展の副作用に取り組みながら、その一次的目的は伝統的な商工業の発展

Law を含むロースクールで新たな‘地球法理学プログラム’を開設することを支援する‘地球法理学センター’として設立された。2010年には、その任務を、自然の諸権利を前進させる新たな法律や政策と同様にまたロースクールや大学のカリキュラムを起草し促進することに拡大し、その名称を‘地球法センター’に改称した。同センターは、‘地球法’について本書を教科書として学習し教育する講座の開設を希望するロースクールを募集している (<https://www.earthlawcenter.org/earthlaweducation> 2023.1.27閲覧)。

を人間にとて安全にすることによってそれらの発展を助成することであった。地球法は人間の企てを、人間にとてと同様に自然にとって、また、全ての生命の種の将来世代にとって安全にすることを希求する。」(Introduction, at p.3)

## 2.2 参照される諸科学の知見や理解

‘地球法’は人間・自然・全ての種の将来世代の安全を希求する際に、如何なる自然科学等の知見や理解を参照するのであろうか？本書によれば、‘地球法’は近代環境法の着想以降に諸科学によって獲得され、法的および社会的な諸規範の再評価を要求している以下の知見や理解を参照するとされている。すなわち、①地球に対する人間の直接影響の程度は予測よりもはるかに桁違いであること、②環境問題であると考慮される論点の範囲と規模が著大に増加したこと、③生態学、生物学、地質学、進化動態、および地球システムの知識がより広範かつ深化していること、④自然－文化の分断に関する見方は、生物種としての人類がどのようにして人以外の自然の一部であり、かつ自然の関連において例外的な作動主の双方であることについての自覚が増大するとともに変化してきたこと、⑤非人間の動物の感覚性と知覚性についての理解が増大したこと、⑥生態系の限界、劇的变化点、地球システム機能の不可逆的衰退と壊滅状態変移に関する科学的認知が増大したこと、⑦気候変動が一次的環境懸念として出現したこと、および、⑧南北関係とグローバルな諸不均衡の問題が台頭したことを利用参考する。(Ibid., at p.3)

上記の事柄を参照しながら、本書は、地球法が前提にする自然と人間との関係、自然における人間の地位、および、人間を含む一体の自然が奉仕する目的について、次の様に明言する。すなわち「自然は、単に、人間が共に生きる、あるいは、生きるための原料が由来するに過ぎない何かではない。自然は、人間がその内部に在って生きる何かであり、生物の種としての人間は多数の相互に連関し依存する構成要素の一つに過ぎない。それらの構成要素の全ては生物学的な生命の均衡 (the balance of biological life) をもたらす点において、一個の目的に奉仕するのである。」(Ibid., at p.3)

## 2.3 現代環境法を生態系中心アプローチに変容させるための諸提案

‘地球法’は近代法として人間中心主義の現代環境法を生態系中心アプローチ

へ変容させるために現行法制度に関しどの様な提案を行っているのであろうか。‘地球法’は、本書によれば、①現行法秩序に自然の当事者適格が承認されることにより近代の法部門全体を再検討することを提案する。そのために、②唯一のアプローチとして、自然の諸権利が法的に承認されるべきであることを唱導し、さらに、③自然の諸権利の必然的帰結として人間の自然に対する諸義務（duties）と応答責任（responsibilities）を探求し、④グローバル化した経済に地球の生態学的健全性の永続のために成長限界を設定し実行すること、⑤‘地球法’の適用については、地球社会の全員（国家内の市民組織や政府機構、国際的なNPOやNGOの組織、国際的地域機構、や国連等々の国際機関）のレベルにおける諸力の協働を可能とする新たなガバナンス（すなわち、下意上達的な自発的共働による管理・運営・実施）を創出しシステム化させること、⑥‘地球法’の実践については現行法では承認されていない新たな概念や思考方法で取り組むこと、および、⑦‘地球法’は、終局的に、人間が地球の惑星限界内で生命活動を営み続けるために必要な法律と法構造を供与することを目標とすることを提案する。（Ibid., at pp.4-5）

### 2.3.1 自然への当事者適格の付与による法部門全体の再検討

‘地球法’は、自然の諸権利と人間の責務を司法判断するための基礎として、人以外の自然に法律上の人格および訴訟当事者適格を付与することによって、人間中心の法共同体を拡大することを唱導し実践している。‘地球法’における法共同体の拡大には、法部門全体の再検討が必然的に伴っている。本書では、例えば、自然を構成する非人間の存在の全てを人間の財産権成立の対象とする財産法の再検討が探求されている。法の再検討のために、裁判所、行政手続き、立法上の聴聞手続き、他の立法手続において自然を代理することは、本書で明示されているように、新奇の未開拓の問題であり、生態系中心法の展開の障害をなしている。本書は、如何なる場合においてどの様にして自然是代理されるべきであるか、誰が自然是代理すべきであるか、また、どの様にして自然の競合する諸利益は衡量されるべきか等について検討するための実践例や理論等についての資料を収録・編集し、学生および法実務家、市民に提供している。本書は、地球法を実践しその展開を探求する法律家が、自然の諸権利と当事者適格の問題を検討する際の戦略的かつ戦術的な論点は、科学、社会的動態、伝統、

人間心理学、および倫理によって提示されると考慮している。

### 2.3.2 自然の諸権利の法的承認

‘地球法’は唯一のアプローチとして自然の諸権利を法的に承認することが必須であることを提案する。新たな法的権利は、アメリカ合州国における1960年代の公民権立法の例の様に、新たな権利を希求する人々が社会的規範に挑戦することによって創出されることがある。さらに加えて、英米法においては、新たな法的権利は、諸法律の意図をより効果的に反映するためにはそれらの法が変化する四つの事情に適用のあることが不可欠として認識されるときに、裁判所の確認判決によって判例法の新たな展開として承認されうることがある。本書は、自然の諸権利は新たな制定法と新たな判例法の展開の文脈において、人間の諸権利と比較され、対照されながら検討されるべきであると提案している (Introduction, p.4)。本書における自然の諸権利の検討は、(i) 法的権利とは何か、(ii) 法的に既に承認されている諸権利との均衡、(iii) 諸財産権の起源と進化、および(iv) 自然の権利訴訟の実績と挫折の批判的再検討を含むものとなるべきであろう。

### 2.3.3 自然の諸権利の法的承認の必然の帰結としての人間の諸義務と応答責任

本書は、自然の諸権利が法的に承認される必然的な帰結として、人間の自然への諸義務 (duties) と応答責任 (responsibilities) の検討が必要であることを提案する (Ibid., at p.5)。現代法は、本提案によれば、人間が地球の人間活動の維持能力に依存しているにも関わらず、地球の惑星限界に適合する態様において人間の振る舞いを限界づける何らかの構造を供与していないからである。人間の生命への権利が存在するところには、その権利を維持するだろう仕方に応答して行動する責任が存在する。それゆえ、‘地球法’の理論化と実践に従事する法律家は、法律を地球に対する人間の応答責任を確立するものであると定義し、強行することになるのである (Ibid., at p.5)。

### 2.3.4 惑星の生態学的健全性の永続のための成長限界をグローバル経済に促すこと

‘地球法’は現在のグローバル経済の枠組み内において展開されることになる。本書は、それゆえ、‘地球法’が生態系の健全さの促進と連動して、経済成長の限界付を促し強行するものとなることを提案する。そのために、‘地球法’は、

本書によれば、(i) 人口増大、(ii) 資源利用、(iii) 温室効果ガスの排出源と吸収源の割り当て、および(iv) 生産と消費の総計的限界を考慮することになる。その考慮の際には、衡平の「公平あるいは正当の意味を含む」(equity) 観念が「その根幹的意味において貧者のための充足を確保しながら、また、その相対的意味において富と所得の全ての人々の間における公平な(fair) 分配を供与しながら」参照されることが明示されている (Ibid., at p. 5)。

### 2.3.5 法適用のためのガバナンスについて全レベルにおいて新システムを確立すること

‘地球法’の適用は全てのレベルにおいてガバナンスに関して新たな諸システムを随伴することになるであろう。効果的な‘地球法’の強行と実施は、惑星地球と全ての種の将来世代の健全さのため応答する責任について良識が広範に抱かれていること、および、社会の全ての成員によってそれらの健全さを配慮する責務が受容されていることに左右されることになるからである。また、‘地球法’が提起し争点を成している問題の多くは諸国境を横断し、国家的統御を超える海洋の様な地球システムの諸領域に当てはまるためである。そのため、本書は、その序説において、新たなガバナンスシステムとして、‘地球法’の適用について新たにグローバルな機構や協議会が必要となることを提案する。これらを新たに設立することは諸国民国家からの支持、および国民国家内部においての行政、立法および司法の諸部門からの支持を必要とすることを説述するが (Ibid., at p.5)、本論において、その具体的な制度と制度実現への過程の検討のための資料の提供に成功しているかについては疑問である。

### 2.3.6 法実践について現行法制度では承認されない新たな概念と思考方法で取り組むこと

本書によれば、‘地球法’の実践は、現行法制度では承認されない新たな概念と思考方法を随伴する。すなわち、新たな法哲学あるいは法理学を随伴するのである。本書は地球法理学 (earth jurisprudence) を新たな法理学として提示する。本書によれば、地球法理学は、人間の物質的な繁栄と安泰は地球共同体の成員として、一体としての地球の繁栄と安泰に依存していること、および人間社会の存続能力は人間社会がその成員とその諸システムを地球の物理的、化学的、生物学的機能に一致する仕方において規制する可能性に懸っているこ

とを前提とする。それ故、‘地球法’の実践に関与する法律家は地球の諸システムと互酬性を理解する必要がある。互酬性とは、本書によれば、地球が正常に動作し、機能する仕方に本来的に見られる。互酬性は、個々の有機体間の相互作用から大地、海洋、生物圏と大気間に見られる地球システムの安定化フィードバックメカニズムに至る多くの規模で生じるものである (at p.5)。

### 2.3.7 終局的目標

‘地球法’は、本書によれば、その終局的目標として、人間が諸生態系の将来を見越した配慮を行い、傷んだ諸生態系を修復し、かつ、気候変動と他の環境への負荷を削減しそれらに順応するための負担を公正に分有しながら地球の惑星限界内で生きるために必要とされる諸法律と法的構造を提供することを狙っている (Ibid., at p.5)。

## 3. ‘地球法’あるいは‘生態系中心法’の本論の概要

### 3.1 本書の特徴点と構成

本書の本論の概要を見るに先立って、概論書としての本書の特徴点について瞥見することにしよう。本書は、ロースクールクラスでの利用を想定し Earth Law Center によって編集・作成され‘地球法’と呼称される‘生態系中心法’に関する体系書を目指して初めて刊行された概要書である。‘地球法’あるいは‘生態系中心法’の理論と実践に関する本文と資料を5部25章で構成される729頁に収録する大部の学習・教育教材となっている。本書は、欧米において活発に論争されている人新世への法の応答の主題に関する最初の本格的な概論書であることは間違いない。著作には、欧米社会から、多くの弁護士、20を超えるロースクールの教育者・研究者、‘地球法’あるいは‘地球法理学’運動の指導者達が参画した。本書は、主題に関する資料の収集、著述、編集、引用確認、および再検討に多数の大学研究者、弁護士、法学生等が関与している点において括目に値する労作である。

本書はロースクールにおける学習、教育上の便宜性と効果の向上を供与するために各章節に学生によってテキストや資料の自己理解を確認し評価できる質問：study questions が付されている点において、授業教室における効果的な

仕方における利用を提供する目的に叶っている。また、さらに、本書は収録した諸論稿、資料が実務家の包括的な参照に役立ち法実践の指針となるよう、それらの論稿、資料と共に統一するテーマを表示する下記の5部に編集されている。本書の寄稿者の大半は‘地球法’運動と実践の指導者であり、それらの寄稿は実践を通じて学び取られた経験知が表現されていると見て良い。

本書が収録した論考・資料は、上述2でその要部が引用された「序説」(Introduction at pp. 1～8)に續いて、次の5個の部に編集されている。すなわち、「第1部 地球法の出現」(pp. 9～94)、「第2部 [地球法への] 入り口問題への挑戦に取り組むこと」(pp. 95～180)、「第3部 訴訟戦略」(pp. 181～374)、「第4部 法を転換すること」(pp. 375～468)、および、「第5部 地球法 [の国家レベルでの実現の実際] の世界的調査」(pp. 469～684)である。<sup>5)</sup>以上の序説および5個の部からなる本文は、開始に先立って Mary C. Wood によって寄稿された「前書き」(p. xxxiii～xl) が添えられ、最後部の第5部に続けて Cormac Cullinan<sup>6)</sup>の寄稿「後書き」(pp. 685～691) で終了している。さらに、本書には、引用、参照されている判例リスト (pp. 693～697) に加えて、‘地球法’探求のための法実践において実務家のための指針として本書がより効率的に参照されて機能するために、30頁を超える詳細な索引 (pp. 699～731) が作成され収録されている。以下に、各部とそれらの部を構成する各章の概要を逐次的に検討することにしよう。<sup>7)</sup>

- 5) Marry Christian Wood は、現在、オレゴン大学法學部教授、同大学環境と自然資源センター、およびロースクール長である。英米法における公共信託法理の自然への現行の適用範囲を大気を含む自然を対象とするように拡大することを主張していることで知られている。右の主張は *Nature's Trust: Environmental Law for a New Ecological Age* (2013) に見ることが出来る。
- 6) Cormac Cullinan は *Wild Law: A Manifesto FOR Earth Justice* (2002) によって‘地球法理学’の唱導者として知られる南アフリカを拠点に活動する弁護士、法改革実践者・運動者である。現在‘野生法研究所’(Wild Law Institute)の所長として、人間をその一部分として包括する自然の諸法 (laws of Nature) を律動する野生法 (Wild Law) によって承認される人以外の自然存在のための諸権利等を実現する法に基づき近代法の人間中心主義を転換するための諸々の法的実践と運動に従事している。Cormac Cullinan は、現在の生態学上の科学的知見に基づく現代環境法のパラダイムシフトのための諸々のアプローチ、運動、法的実践の諸結節点の重要な一つとして機能している。

### 3.2 「第1部 地球法の出現」

‘地球法’の探求を開始する第1部(pp.11～94)は、以下の3個の章、すなわち「第1章 現代環境法」(pp.11～42)、「第2章 地球法の起源」(pp.43～64)、および「第3章 地球法着想の枠組み」(pp.65～94)において、同法の起源とその基本的な概念を明らかにしている。各章の概要は以下の通りである。

#### 3.2.1 「第1章 現代環境法」：アメリカ合州国環境法の歴史と生態系破壊防止に失敗した理由

第1章は著述上の助力を得て Margaret R. Stewart<sup>8)</sup>によって作成された論考である。本章は、伝統的な人間中心主義の近代環境法として、アメリカ合州国環境法の歴史を検討し、同法が何故に現行の環境や生態系への挑戦と脅威に適切に応答できなかったかについて批判する。アメリカ合州国における連邦環境制定法の規制枠組とそれらの規制枠組が実際にどの様に機能しているかに関する裁判所の重要な諸判決を分析し<sup>9)</sup>、現行の合州国環境法を生態系中心主義の観点に照らして再検討する。その結果、①アメリカ合州国環境法は損害の発生後においてのみ救済手段を供与する旧来のコモンローシステムに相関しながら展開してきたこと、②同法は社会的、経済的便益を環境損害に照らして評価し、それらの便益の侵害の結果を司法的あるいは行政的に確立されている土地、水、

7) 以下の記述は、編集者と著者とにより各部の冒頭に添えられている各部と各章の要約および本文の記述に基づいて行われる。

8) Margaret R. Stewart はフロリダ州オーランド所在のバリー (Barry) 大学デウェンイ・オービル・アンドレアス (Dwayne Orville Andreas) ロースクール付設の‘地球法理学’センター長である。

9) 取り上げられている連邦制定法／同制定法に関する連邦裁判所判決は以下の通りである。①National Environmental Policy Act(1970) / Calvert Cliffs Coordinating Committee v. United States Atomic Energy Commission, 449 F. 2d 1109 (D.C. Cir. 1971); ② Clean Air Act(1970) / Michigan v. Environmental Protection Agency, 576 U.S., 135 S.Ct.2699(2015); ③Federal Water Pollution Control Act( Clean Water Act) (1972) / Rapanos v. United States, 547 U.S. 715 (2006); ④Endangered Species Act of 1973 / Tennessee Valley Authority v. Hiram G. Hill, Jr., 437 U.S. 153 (1978), Weyerhaeuser Co. v. U.S. Fish and Wildlife Service, 586 U.S., (2018); ⑤Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980 (CERCLA) / State of New York v. Shore Realty, 759 F. 2d 1032 (2d Cir. 1985).

空気の財産権上の価値に基づいて算出していること、および、③現行の合州国環境法制度は生態系破壊を防止し反転することに底知れない（abyssmal）失敗を冒したもの、生態系への特定の脅威、例えば、汚染された大気や水、種の絶滅、および有毒物の環境中への放出がもたらす脅威を回避する可能性が関連の連邦制定法によって増大したことは‘地球法’出現の予兆として軽視されるべきではないことが適示されている（pp. 9, 11～42）。

### 3.2.2 「第2章 地球法の起源」

第2章では、<sup>10)</sup> Grant Wilson、<sup>11)</sup> Herman Greene、<sup>12)</sup> Dalit Paradis、<sup>13)</sup> Andrew Cliburn、<sup>14)</sup> と Michael Maloneyの5名の協働によって‘地球法’の起源が記述されている。本章では、‘地球法’が近代法として成立している現代環境法から離脱するために世界中において現在実践されて来ている諸アプローチが検討されている。先ず、現代環境法が近代法の枠組みから離脱し‘地球法’へ接近するための以下の多様なアプローチの出現の歴史が記述されている。すなわち、①公共信託法理アプローチ、②権利アプローチ、③殺生態系（ecoside）アプローチ、④先住民〔の土着的生成〕法（indigenous legalities）、⑤国際法上の‘地球法’の展開、および⑥その他の世界的と当該地域に見られるアプローチの展開の歴史がそれらである（pp.52～64）。②の権利アプローチには、（i）自然の諸権利、（ii）将来世代の権利、（iii）人間の環境権と自然の権利との同時侵害アプローチ、および（iv）人以外の動物や植物等の権利アプローチが含まれる（pp.54～58）。上記の相違する諸アプローチは、実は、一組の共通する環境上の脅威と挑戦に対して一組の共通の応答を成していく、地球上の人間と人間以外の存在との関係について比較的に共通する一組の観念によって結ばれている。すなわち、本章の「新たな文脈：人間と人以外の存在の結合の方向性」（p.52）によれば、上記の‘地球法’への多様なアプローチには、近代法としての現代

10) Grant Wilson, executive director and directing attorney, Earth Law Center.

11) Herman Greene, president of the Center for Ecozoic Studies.

12) Dalit Paradis, Earth law associate, Earth Law Center.

13) Andrew Cliburn, legal volunteer, Earth Law Center.

14) Michelle Maloney, co-founder and national convenor of the Australian Earth Laws Alliance.

環境法に見られる人間と非人間存在とを分離する観念からの離脱を目指して、人間と非人間とが結合し、関与し、相互的に機能する方向性を探求し、実践し、方法論化し、概念化するという観念を共通に認めることが出来る。本章によれば、「地球法」は、地球上の人間を含む動植物・山河等々の自然の諸存在の全てが相互依存 (interdependence)、絡み合い (entanglement)、および相関 (mutuality) の一体をなしているとの諸観念を基礎として、地球上の生命を保護するための生態系中心主義の法理として出現しつつあるのである。そして、これらの諸観念の多くは、実は、世界各地の先住民の土着的生成法に見て取ることが出来るのであり、超記憶的時代から先住民によって実践され、それらの文化と信仰システムに植え付けられ、深く染み込んでいるのである。しかしながら、本章に見える「地球法」への自然の諸権利のアプローチにおける諸「権利」の観念の記述については、それらが人間と非人間の相互依存、絡み合い、相関の観念に基づいていることを説述するのみである。その説述からは、「地球法」において自然が保有する権利が何であるかについて、例えば、Wesley Hohfeld によって確立された近代法上の権利のカテゴリーの何れに属するのか、現代法上において最も正統な請求権であるとすれば、自然の権利は誰によって確定され、実現されることになるのであろうか等々の基本的な問題についての検討が十分になされているとは見えない。<sup>15)</sup>

### 3.2.3 「第3章 地球法の着想の枠組み」

第3章は Herman F. Greene<sup>16)</sup>と Alessandro Pelizzon<sup>17)</sup>によって著述されている。本章は、地球上の生命共同体全体が健康と物質的健全さを保持するため惑星内の生態系と生物多様性を永続させながら惑星限界内において生存するために着想された「地球法」によって供与される枠組みを検討している。その検

15) 「地球法」のアプローチの根幹をなす観念である自然の諸権利に見られる権利概念について、権利概念の伝統的な分類枠組、すなわち、アメリカの法学者ウェスリー・ホーフェルドによって Wesley N. Hohfeld, *Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning and Other Legal Essays* (1919年) で示された分析に起源を持つ分類枠組に照らして行われる検討と分析については、本稿 4.3 を参照。

16) 注 11 参照。

17) Alessandro Pelizzon, senior lecturer at Southern Cross University School of Law and Justice

討は以下のタイトルが付された 10 個に分節されて行われている。すなわち、①「第2節 人新世の時代を理解すること」、②「第3節 地球法、哲学、および法理学」、③「第4節 自然とは何か？ 自然－文化の分断」、④「第5節 良い自然 (a good nature) とは何か？ 保存・保護主義者 (preservationist) と保全主義者 (conservationist) の見解；地球システム科学とガイア理論」、⑤「第6節 人新世 [人間中心] 主義 (Anthropocentrism)、生命中心主義 (biocentrism)、生態系中心主義 (ecocentrism)、あるいは宇宙中心主義 (cosmocentrism)」、⑥「第7節 権利、応答責任、および互恵性」、⑦「第8節 財産権、個人の権利、共同体の権利、およびコモンズ [共有の、あるいは公共の財産]」、⑧「第9節 自然を代表すること：2項図式思考、システム思考、慣習法、および文化」、⑨「第10節 法の役割および法倫理」、および⑩「第11節 新たな社会契約：文化、民主主義、正義、衡平および平和」がそれである。

これらの節において、本章は、「地球法」の特異な観念や要素、例えば、(i) 完新世時代から人新世時代への変移、(ii) 地球共同体内における人間の役割へのアプローチとしての人新世主義と生態系中心主義、(iii) 自然の権利の文脈における権利、応答責任及び互恵性、を探求している。「第2節」において、地球システムの完新世時代から現在の人新世時代への変移を記述し、自然における人間存在の変化を辿っている。「第3節」、「第4節」および「第5節」において、「地球法」<sup>18)</sup>と哲学、法理学との結びつきを明らかにし、「地球法」は規範的法理学、

18) 「地球法」において問題となる 2 個の哲学的な論点、すなわち、いかなる種類の人間が世界の中心に立っているか、および、世界の本質とは何かは、現在の法の哲学に関する法理学によって取り扱われていない問題である。世界は、1500 年以降、その論点を自覚することが出来ない程に人間の意識と制度に組み込まれたこれらの問題に対して近代哲学的な回答を与え続けられて来た。これらの問題は、今や、人新世時代によって再定位されることを要求されている。「地球法」における法理学は、上記 2 個の論点とそれらの論点に関連する近代哲学的回答について人新世時代における再定位を行うものと見ることが出来る。

19) 「地球法」が参照する法理学とは法の哲学に関わるものである。現行の従来の法理学のアプローチには (i) 自然法 (natural law)、(ii) 法的実証主義 (legal positivism) と法リアリズム (legal realism) を含む分析法理学、(iii) 批判法学 (critical legal studies)、および (iv) 規範法理学 (normative jurisprudence) のアプローチが含まれる。

批判法学、および自然法に関連することを明らかにする。その上で、自然と文化の分断を検討しながら、良い自然の確保へのアプローチに関する伝統的な保存主義者と保全主義者の見解の相違を考察した上で、現在も優勢な両見解の何

---

れる。①自然法とは人の言葉によって定立された実定法とは独立して存在し理性にとつて接近可能な法である。自然法は18世紀以降において人の自然権に結び付けられていた。②分析法理学とは、法は基礎的な社会的事実から生起し、道徳とは何らの必然的な結びつきはないとする法実証主義と、法の現実世界の実践は法が法であるとするものが法であり、自然科学の手法を利用しながら研究される法的アリズムのアプローチを含む。③) 批判法学とは、法的アリズム法学と関連するが、法システムにおける権力関係と圧政に焦点を合わせる点において異なる。④) 規範法理学とは、法の目的とは何であるか、どの様にして法は改善されるのかを探求する。

- 20) 何が良い自然を構成するかは、伝統的には、特定の空間的場の自然に関わる問題であった。人新世において、この伝統的問題は依然として存在するが、良い自然の観念は、さらに加えて、より大きな規模において問題が提起され回答されなければならない問題となっている。とりわけ、如何なる種類の自然が、また如何なる程度の自然がグローバルなかつ生物学的地域を基礎として必要とされるかの問題に回答することを求められているのである。こうして、人新世に関する科学は自然の価値をグローバルなレベルや生物学的地域のレベルに基づいて比較衡量する重要性を強調するのに対して、法的紛争と論争は一般的に現地の自然に基礎づけられる。ある人の紛争や論争を解決する際の良い自然に関する見解はその人が居住している所とその人の社会的立場と文化によって決定されると言って差支えがないであろう。人新世においては、さらに加えて、人の行動の自由への諸権利が良い自然を持続させるために課される社会的な制約と衝突する可能性がある。それゆえ、環境保護主義を生態学的ファシズムと呼ぶ人が現れてくるのであろう。しかしながら、良い自然に関する諸決定は、Bruno Latourが説述するように、論争の対象となるであろう何らかの超越的で共通に合意される真実、たとえそれが科学上の真実であっても、その帰結としてではなく、政治的な過程から生じることになるであろう (*Facing Gaia: Six Lectures on the Political Theology of Nature*, GIFFORD LECTURES ON NATURAL RELIGION, Feb. 18-28, 2013, at 114, [https://macaulay.cuny.edu/eportfolios/wakefield15/files/2015/01/LATOUR-GIFFORD-SIX-LECTURES\\_1.pdf](https://macaulay.cuny.edu/eportfolios/wakefield15/files/2015/01/LATOUR-GIFFORD-SIX-LECTURES_1.pdf))。本書によれば、良い自然とは何かに関する‘地球法’の諸決定は、Latourの説述と同一の政治過程、すなわち‘地球法’の実践者の働きがその重要な部分を成す政治過程から生起することになる。しかしながら、良い自然に関する20世紀までの伝統的な決定アプローチと人新世の科学が21世紀に入って要求するアプローチとの間には、‘地球法’の目的のための自然の見方に関してローカル（すなわち、問題の当地あるいは現地）の観点からその良さを観念することおよび当地や現地を越えた地域をさらに超えた国境横断的なグローバルな観点から観念することの間には大きな隙間があり、依然として容易には解消しきれない緊張と対立の関係を見て取ることが出来るのである。

れもローカルの特定の場において成立する自然の観点からその良さあるいは価値を観察するアプローチによっていると説述し、人新世においては自然の良さをグローバルの全球的なより大きな規模で探求し回答するアプローチが必要であることを主張する。さらに、これらのアプローチの間には、「地球法」の目的のために何が良い自然であるかについて合意することを目指す際に、グローバル対ローカルに位置する緊張が生じることを適示する。続けて、本章は、この緊張を解消するために有用な指針を供与するものとして地球システムに関するガイア理論を参考する。<sup>21)</sup>その後、「第6節」において、一体をなすシステムとして成立している地球上の生命共同体における人間の役割に対するアプローチとして、地球システムに関して相違する諸アプローチ、すなわちアプローチの

21) 本書によれば「グローバル対ローカルに位置する緊張」の解消の道筋は以下のものとなる。つまり、James Lovelock と Lynn Margulis によって唱導されているガイア理論は、良い自然に関するローカルの観点からとグローバルの観点からの把握や理解を巡る上記の緊張関係を解消し得るものである。何故ならば、地球自体が一個の有機体に類似する態様において自動調整しているとの概念を提示したガイア理論の正しい理解は、本章によれば、上記の緊張を解消する指針として役立つからである。すなわち、「ガイア理論は、真実には、地球の自動調整は多様な相互に更新する主体が互恵的に共に進化することに関与する帰結として生じることを意味するのに、人間の身体が自動調整する仕方において自動調整を行なう何らかの超越的な全球的自己組織化メカニズムが存在することを意味するとして誤って理解されて来ている。今必要なことは、Latour が述べる地球全球の再現地構造化 (relocalization) である。すなわち、[地球についての理解が] 全球の一体構造の地球から、折々に毎回より広範かつより隙間の無い仕方において絶え間なく自己設計する準フィードバックループ [準帰還輪形] 構造の地球へと変化することである。Latour が意味することは、私たちが地球を一個の全球システムとして理解することに到達している一方において、地球システムは、真実においては、互いに影響しづくに進化する無数の自己組織化システムから構成されている。自然は数十億年よりもかけて、内部的、また外部的な諸挑戦に直面した際に一定の安定性を維持することを可能にすることが出来るようになった自己組織化ための諸々の副システムからなるガイアシステムに幾つか到達した。これらのシステムは、言い換えれば、自然の均衡として広く知られている、一個の動的均衡あるいは一个の動的恒常性を維持することが出来るようになって来ているのである。人間の文明は、しかしながら、現時点において形成されているところによれば、これらの恒常的な過程を妨げている。「地球法」の目的とは、他の類似の諸学問分野と同様に、人間の文化と社会的な諸構造をそれらの文化と構造が自然の自己組織化するローカルな現地システムを同システムに本来に固有な仕方において模倣するように再形成することによって、この均衡を修復することである。」(at pp. 77～78)

焦点を、(i) 人間存在に置く人新世主義、(ii) 地球上の人間も含まれる生命体に置く生命中心主義、(iii) 地球上の生態系そのものに置く生態系中心主義、および(iv) 地球を含む宇宙システムに置く宇宙中心主義を区別することによって、「地球法」が人新世の人間中心主義を否認し生態系中心主義を探ることを明らかにする。

続けて、「第7節」において、「地球法」の実践と展開において突出する自然の諸権利の観念が具体的に検討されている。本章は、自然の諸権利の主張の検討の出発点として Thomas Berry の『法理学の補正のための 10 の原理』<sup>22)</sup> の記

- 22) Thomas Berry, *Ten Principles for Jurisprudence Revision*, as Appendix 2 in Mary E. Tucker (ed.) *Evening Thoughts: Reflecting on Earth as a Sacred Community* at pp.149-150 (2006). Tomas Berry が自然の諸権利の本質的特質について根幹的真実を成すものとして記述を与えている 10 個の原理の全体を日本語に訳出することを試みるとすれば以下の通りとなるであろう。すなわち、「1. 諸権利は存在が発生するところに生成する。存在を決定づけるものは諸権利を決定づける。2. [森羅万象の] 万物は実存の更なる文脈を現象秩序に有しないから、万物は各存在において自己参照的であり、かつ、各活動において自己 - 規範的である。さらに加えて、万物は存在において、かつ、存在の全ての派生態の活動において重要な参照物である。3. 万物は主に使用される目的からではなく、交信される主体から構成されている。一個の主体として、万物の各構成部分は諸権利を持つ能力を有する。4. 惑星地球の自然世界はその諸権利を人間がそれらの権利を得ていると同一の淵源、すなわち諸権利を生じさせる [森羅万象の] 万物から得ている。5. 地球共同体の各構成部は、生命と非生命の双方ともに、以下の 3 個の権利を有する。すなわち、(i) 存在する権利、(ii) 居住地・生息地あるいは存在するための場への権利、および (iii) これまで更新続ける地球共同体の過程におけるその役割を充足する権利がそれらである。6. 非生命の形態における諸権利の全ては役割 - 特有的に、生命の形態における諸権利は種 - 特有的に限定される。河川は河川の諸権利を有する。鳥は鳥の諸権利を有する。昆虫は昆虫の諸権利を有する。人間は人間の諸権利を有するのである。諸権利の違いは質的であり、量的ではない。ある昆虫の諸権利はある木またはある魚にとっては何らの価値も持つことにはならないであろう。7. 人間の諸権利は他の形態の存在がそれらの自然状態において実存する諸権利を相殺しない。人間の財産権は絶対的ではない。財産権は、単に、ある特定の人間の“所有者”と特定の一片の“財産”との間に成立する特有的な関係に過ぎないのである。そのために、その関係の双方は大きな実存共同体におけるそれらの役割を果たすことが起こり得るかもしれない。8. 生物の種は個別の形態においてのみ実存するから、諸権利は種に対して単に一個の一般的な仕方においてではなく個を参照する。9. ここで提示されるこれらの権利は、地球の多様な構成部分が互いに有する本来的な諸関係に基づきづけられている。惑星地球は相互依存関係で一体に結び付けられた单一の共同体である。如

述の全体を引証している。本章は、地球法理学における自然の諸権利の主張の原点とも言って良い Berry の諸原理が自然の諸権利に関して定義的ではないことを確認し、エクアドル共和国憲法において遙かに広範な自然の権利が規定されていること紹介している。<sup>23)</sup>

さらに続けて、本章は、「第8節」において、生態系中心主義に基づく自然の諸権利の文脈における人間の諸権利、応答責任、および互恵性を明らかにし、伝統的な、個人の権利対共同体の権利および個人財産対コモンズの二項図式を参照しながら生態系中心主義における人間の権利の問題の根幹をなす争点を明らかにしている。すなわち、生態系中心主義アプローチによって新たに理解されるコモンズ（CO<sub>2</sub>吸収機能、生物多様性、流域、山腹、土壌、気候、清浄な空気と水、森林、海洋、氷河、景観美等々）を保護することは現行の個人および法人の財産権を侵害すると同様に国家主権にも直接的に影響することは確実である（p.84）。しかしながら、新たなコモンズを、現在進行しつつある、例えば、空気・水・土壌の汚染、生物多様性の減少、土壌侵食、森林減少に伴う炭素吸収の低下、湖沼・河川・海洋資源の減少等々から保護することは衡平で公正な（equitable）かつ科学に基づきされた仕方において達成されうる。本書は、新たなコモンズの保護は自然の完全性が損なわれることから自然を擁護することにとって必須であると主張する（p.85）。新たに觀念されるコモンズの保護は、上述の根幹的問題に加えて、誰がコモンズを保護する責務を有するか、どの様にしてその責務は行使されることになるであろうか、および、誰が保護費用と既存の権利の侵害を負担することになるであろうかの問題について関心を増大させている。

何なる生命存在もそれ自体で繁栄しない。地球共同体の各構成部分は他の介在なしにあるいは介在を通じてあらゆる他の共同体の成員にそれ自身の生存のために必要とする繁栄と支援を求めて依存している。この相互繁栄は、捕食者 - 被捕食者関係を含むのであるが、地球の各構成部分が包括的な実存の共同体の内部に有する役割と一体である。10. 一個の特有な態様において、人間は自然界を必要とするのみならず自然界に接近し利用する権利を有している。自然界は人間の物理的な必要と人間の知性によって必要とされる不可思議、人間の創造によって必要とされる美、および人間の情緒によって身体的充足のために必要とされる安らぎを供与する。」（pp.80～81）

23) 本稿3.6.1を参照

本章は、新たなコモンズの保護制度への関心の増大を参照した後に、「第9節」、「第10節」および「第11節」において、現行法制度が‘地球法’について提示する諸課題を検討している。「第9節」冒頭において、地球上の一体的な自然の全体を成す生態系の保護問題の探求は主体－客観関係を基礎とする現行法制度上の二項図式の法的思考によって限界づけられる。すなわち、現行法は、成文法あるいは法的に強行される合意が法として陳述しているものが法であるとの観点から、その陳述された法が追随されたか否か、あるいは、ある合意の一方当事者がその合意を遵守したか否かに関する二項選択を強制するからである。この二項図式思考アプローチは、確かに、今日まで、人間の諸関係を構造化する点に長所があり成功したが、同アプローチには‘地球法’に適用があるときには限界がある。何故ならば、現行法における二項図式思考は、自然の諸権利アプローチが実践される際ににおいて殆ど成功しない理由の一つになるのである。二項選択思考は主体（人間）－客体（自然）関係に基づいて自然の他者化に貢献するからである。しかしながら、自然は人間を含む諸々の共・進化システムからなる一個の動的なシステムであり、二者択一の論理に従うことは無いのである（pp.86）

「第10節」は、人新世時代の新たな環境問題に応答する‘地球法’の役割として、現行の法と法倫理の役割リストに加えて、<sup>24)</sup> 地球が人間、人以外の他の種、およびすべての種の将来世代にとって一個の存続可能な生息地として存在し続けることを確保すること（pp.88～89）を加えている。「11節」は、この新たな役割を果たす‘地球法’の一体が如何なる社会に基礎づけられて出現するかが検討されている。‘地球法’は、自然を支配し消費し続けることを希求し続けた従来の社会契約、すなわち「古い社会契約」に由来するのではなく、自然の限界を遵守することに基礎を置く「新たな社会契約」あるいは「新たな生態学的社会契約」から現れることになると説述する（p.91）。しかしながら、本節は、「新たな社会契約」あるいは「新たな生態学的社会契約」とは何か、また、「古

---

24) 本書によれば、(i) 責務の強行による行為規制、(ii) 紛争解決、(iii) 権利侵害と苦情の是正、(iv) 禁止された行為の処罰、(v) 権利の侵犯を含む加害に対する保護、(vi) 資産の保持、(vii) 社会における取引と意思決定を可能とすること。

い社会契約」から「新たな社会契約」への変移はどのようにして生じるかについて、「古い社会契約から次の社会契約への変移は忽然として生起することにはならないであろう。新たな社会契約への変化は論争されることになるであろうし、また長期間に亘って加速することになるであろう。しかし、その必要とされる変化を生起させるために法と法律家が必要である。」(at p. 92) と記述するのみである。「新たな生態系的社会契約」が求める制度改革の詳細な分析と検討は「第 16 章 生態系中心のガバナンス」において行なわれている。

本章によれば、「地球法」の出現によって、現代環境法は廃棄されることになるのであろうか？ 本書の編集者は、本章へのコメントにおいて、本章では、近代法としての現代環境法について、同法は代替的な地球法の諸観念が展開されるにしたがって遺棄されることにはならないであろうと考慮されていると述べている (p.10)。本章は、むしろ、現代環境法について、同法は「地球法」と共存し、特定の環境への加害事件等に取り組み続けると見ているように思われる。本章によれば、私たちが直面している生態系の危機の全ては、現行の法制度が人間中心主義、個人主義、財産権に基づきられたアプローチを探り、生態系の危機の原因の解決に取り組むというよりはむしろ生態系破壊の危機の予兆の仲裁に焦点を置いているという限界を有していることの例証を成しているのである。「地球法」は生態系破壊の危機が切迫する人新世時代における人間の行動を指導し規制する新たな世代の法の誕生の引き金となるのだろうか。本書によれば、「地球法」は、喫緊に達成すべき目標として、地球の生命と生命・維持システムの相互依存性の機能を保護し、修復し、安定化させることによって生態系に重大な変化が起きる転換点の到達を回避することを狙っている。

(以下、次号に続く)

